

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成20年
(2008年) 10月5日

第1702号
毎月3回5の日に発行
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会旬報

麻生内閣が発足



(写真提供：内閣広報室)

9月24日に第92代内閣総理大臣へ就任した麻生太郎・自民党総裁は、同日の組閣を経て新内閣を発足させた。29日には所信表明演説を行い、景気対策の裏付けとなる平成20年度補正予算成立に向け、野党へ協力を呼びかけた。

Ⅱ 2面に関連記事

就任後の記者会見で、麻生首相は「日本を明るく強い国にする」ことが自身に課せられた使命であるとし、「この身を尽くして難題に立ち向かう」と決意を示した。

また、首相は 国民本位の

政策をすすめること 官僚は使いこなすこと 省益ではなく国益に専念すること とする3つの方針を打ち出し、全閣僚へ遵守させる考えを明らかにした。

なお、地方六団体は24日、麻生内閣の発足を受け、共同声明を発表した。この中で六団体は「地方分権の推進と地方の活性化に向けた実効ある施策」を求めた。このほか危機的な地方財政の状況を踏まえ、「地方交付税の還元・増額」などを求めた。

【声明全文は2面に掲載】

総務相に鳩山氏

麻生内閣の総務相兼地方分権改革担当相に、鳩山邦夫・衆議院議員が任命された。

麻生首相は「分権改革というのは、大きな我々の将来の国のかたちとして大事」であると語ったのち、鳩山大臣に対し、「分権改革を進めていただきたい」と指示した。

鳩山大臣はこれまで、福田前内閣で法務相を務めたほか、文部相(平成3年)、労働相(平成6年)に就任した経歴を持っている。

地方分権改革推進委員会 相次ぎ会議を開催

政 府

政府の地方分権改革推進委員会は、9月22日に第58回委員会を、続く30日には第59回委員会を、それぞれ相次いで開催した。

22日の第58回委員会では、国が根拠法に基づき、自治体業務を全国一律の基準で縛る「義務付け」「枠付け」の現状について、小早川光郎委員が報告。現状を踏まえ審議した結果、「メルクマール該当

性についての委員会としての考え方」をまとめた。

分権委では、義務付け等を残す場合のメルクマール(指標)として 私有財産制度に関わる処理 補助対象資産または国有財産の処分 など7項目を列挙。メルクマールに該当しない場合は、原則廃止の方向を打ち出していた。

当日は、同委がまとめた考え方の中で、国の関与を廃止

すべきと判断した事例の抜粋が明らかとされた。騒音規制法に基づく基準などが不要とされた。しかし、検討対象とされた535法律、1万107条項に及ぶ事例の全体像は、明らかとされなかった。

この件について分権委では、各府省への再調査結果を踏まえ、判断する必要があるためとしている。

第59回委員会に 鳩山特命相が出席

30日の第59回委員会には、鳩山邦夫・内閣府特命担当大



抱負を述べる鳩山特命相(左)

臣(地方分権改革)が出席し、地方分権改革に懸ける意気込みを語った。

鳩山特命相は、大臣就任に当たり麻生首相から受けた指

示が 地域の元氣回復に向け全力で取り組め 自治体自らが地域経営に責任を果たせるよう分権改革を強力に進めるであったと紹介した。

続いて、国の出先機関の見直しに当たっては「闘う総務大臣にならなければならんと自ら鞭打っている」と語り、麻生首相ともども霞が関の抵抗に立ち向かっていく気概を露わにした。

このほか会議では、地方整備局と地方運輸局の「事務・権限」について、国土交通省関係者と公開討議を行った。

麻生首相が所信表明

地方分権の推進に決意示す

麻生太郎首相は9月29日、所信表明演説を行った。24日の首班指名選挙を経て、第92代内閣総理大臣に就任していたが、25日からの国連総会出席のため、29日まで所信表明がずれ込んでいた。

演説のなかで麻生首相は、「目指すべきは、地域の活力を呼び覚ますこと」と、それぞれの地域が、誇りと活力を持つことが必要」と述べ、疲弊している地域の再生に向け、尽力していく姿勢を明らかにした。

続けて演説のなかで、「(地域再生に向けた)処方箋は、地域によって1つずつ違うのが当たり前」、「中央で考えた一律の対策は、むしろ有害」との認識を示した。そのうえで、首長を真の意味での地域の経営者とするため、国から権限と責任を移管するよう努める方針を掲げた。

地方分権の推進に当たっては、「霞が関の抵抗があるかもしれない」としながらも、「(抵抗の抑え込みに向け)私が決断します」と語り、不

退転の決意を覗かせた。

このほか、原油高の高騰や、米国発の金融不安などの影響による景気の後退を受け、政府が8月29日に策定した「安心実現のための緊急総合対策」を実施する必要性を訴えた。また、同対策の裏付

税源配分「5対5」へ

本会が自民税調に要望

本会は9月25日、「平成21年度都市税制改正に関する要望」を、自民党の税制調査会に提出した。

これは同党が次年度の税制改正の審議にあたり、本会はじめ各関係団体などから、税制改正についての要望をとりまとめるため、例年この時期に聴取しているもの。

税制改正の要望として本会は、地方税の充実強化に関し、消費税等の税源移譲などによる偏在性の少ない地方税体系の構築を求め、「国税と地方税の税源配分を5対5とし、国税からの税源移譲によ

けとなる平成20年度補正予算の成立に向け、野党へ協力を呼びかけた。

麻生首相は、地方道路財源の補填問題にも言及。これは4月1日から30日の1か月間にも及び、暫定税率が失効したことによるもの。地方は多額の歳入欠陥を被っていた。そこで麻生首相は、国による補填を実施するため、関連法案の成立に意欲を示した。

り地方税の充実強化を図る」などを求めている。

また、道路整備財源の確保に関し、道路特定財源の一般財源化にあたっては、自動車関係諸税の現行税率維持、地方に対し道路整備財源として

措置されている暫定税率分を含めた地方税、譲与税、地方道路整備臨時交付金及び国庫補助負担金の財源総額の全額補償などを求めている。

【要望事項は3面に掲載】

10月1日業務開始

地方公営企業等金融機構

地方自治体の共同出資により8月1日に設立された、地方公営企業等金融機構は10月1日、新役員が就任するとともに業務を開始した。

金融機構は、同日に廃止

なつた「公営企業金融公庫」の後継機関。地方債対象の上下水道、交通、病院、公営住宅、道路整備、など18事業に対し、起債の同意・許可が確実な場合、融資を行う。

麻生新内閣の発足に当たっての共同声明

我が国経済は、世界経済の成長鈍化と世界的な資源・食料価格の高騰の影響を強く受けている。地方においては、高齢化と人口減少が同時進行する中、多くの地方が疲弊し、地域間の格差が拡大している。この閉塞状況を打破し、国全体が活力を持つ日本をつくるためには、安心・安全な住民生活を確保するとともに、地方分権改革を強力に推進し、それぞれの地方が自らの創意工夫を存分に発揮できる行財政の基盤を確立することが不可欠である。

麻生新内閣総理大臣は、「強くて明るい日本をつくる」ため、経済の安定と成長を基本政策として掲げるとともに、地方分権を必須の改革と位置づけている。また、地域の経営は地域に任せるとして、地方の意向を尊重しながら、自らのリーダーシップで分権改革に取り組むとの決意を示されている。この方針の下、我々地方と密接に協議しながら、地方分権の推進と地方の活性化に向けた実効ある施策を強力に進めてもらいたい。

あわせて、危機的な状況にある地方財政を直視し、早急に地方交付税を復元・増額するとともに、地方を活性化するため地方再生対策や景気対策に効果的に取り組むこと、さらには年金・医療制度など国民が安心できる社会保障制度の構築に全力を挙げることを求める。

平成20年9月24日

地方六団体



同機構が業務を開始したことで、自治体は今後も、長期・低利な事業資金の調達が可能となった。

また、同機構では、自治体

が資本市場から効率的に資金調達を行うための「情報提供」「コンサルティング」などの支援業務も行う。

理事長以下の役員名と前職は、次のとおり。

理事長 渡邊雄司(旧公営企業金融公庫総裁) 副理事長 福永正通(東京地下鉄(株)代表取締役副社長) 理事 御園慎一郎(財自治総合センター理事兼事務局長) 同 二宮洋一(放送大学学園理事) 同(非常勤) 小玉孝夫(旧公営企業金融公庫理事) 監事 門脇秀一(財造水促進センター専務理事)

現下の地方財政は、社会保障費が増高する一方で、これまで三位一体改革等さまざまな名目の下、分権の趣旨とは無関係に地方交付税の大幅な削減がなされてきた結果、地域間格差が拡大するとともに、未曾有の財政危機に直面している。

また、地方分権を推進し、地方の再生と活性化を図るためには、地方の自立を可能とする地方税財源の充実強化が不可欠である。

よって、国におかれては、平成21年度の税制改正にあたり、地方分権時代に相応しい地方税財源の充実強化を図るため、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 消費税等の税源移譲などによる偏在性の少ない地方税法系の構築

地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を

まずは5対5とし、国税からの税源移譲により地方税の充実強化を図ること。

その際、地方消費税の充実など偏在性が少ない地方税法系の構築に最優先で取り組むこと。

2. 道路整備財源の確保について

①道路特定財源の一般財源化にあたっては、自動車関係諸税の現行税率を維持するとともに、現在、地方に対し道路整備財源として措置されている暫定税率分を含めた地方税、譲与税、地方道路整備臨時交付金及び国庫補助負担金の財源総額を全額保障すること。

②大幅に遅れている地方の道路整備の状況に鑑み、地方道路整備財源の充実強化を図

ること。

3. 特別減税の実施に対する補填措置について

「安心実現のための緊急総合対策」において示された特別減税の実施にあたっては、個人住民税の減収分については全額国の責任において補填すること。

4. 都市税源の充実強化

①個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であることを踏まえ、均等割の引き上げを図ること。

なお、個人住民税については、所得税と同様の現年課税方式とすること。

②市町村における基幹税目である固定資産

税については、引き続き収収の安定的確保を図ること。

特に、償却資産の現行の評価方法を堅持するとともに、商業地等にかかる固定資産税の負担水準の現行上限70%は堅持すること。

③法人住民税は、市町村における極めて重要な都市税源であることから、均等割の税率の引き上げなどの充実強化を図ること。

④事業所税は、都市環境の整備を推進するため重要な財源であることから、課税団体の範囲を拡大するとともに、税率を見直すなどの充実強化を図ること。

⑤ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の地方自治体における貴重な財源であることが

ら、現行制度を堅持すること。

⑥長期間にわたり据え置かれている軽自動車税等の定額課税の税率については、現下の厳しい地方財政を考慮し、引き上げを図ること。

また、市町村が納税事務を行っている原動機付自転車については、徴収効率が極めて低いため、課税方法や税率を含む課税のあり方について、実態に即した見直しを行うこと。

5. 基地交付金・調整交付金の所要額確保
基地交付金及び調整交付金については、固定資産税の代替的性格及び基地所在市町村の特殊事情等を踏まえ交付されていることに鑑み、所要額を確保すること。

平成21年度都市税制改正に関する要望

6. 政令指定都市等に対する税制上の特例措置の充実強化

①政令指定都市については、地方分権改革を一層推進するためにも、大都市の税制のあり方について検討し、事務配分に見合った税制上の特例措置の充実強化を図るとともに、中核市・特例市においても、事務配分の特例等、実態に応じた税制上の特例措置を設けること。

②県費負担教職員制度の見直しにおける政令指定都市等への教職員給与の移管にあたっては、所要全額を都道府県からの税源移譲により措置すること。

7. 環境税の地方税としての導入
環境税を導入する場合は、環境施策にお

ける地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地方税として位置付けること。

8. 非課税等特別措置の整理縮小等
固定資産税等における非課税等特別措置の整理縮小及び国税における租税特別措置の整理合理化を推進すること。

9. 政治活動に関する個人献金の税制上の優遇措置の拡大
地方議員及びその後援団体に対して個人が拠出する寄附についての税制上の優遇措置は、現在、租税特別措置法により都道府県及び政令指定都市の議員に限定されていることから、この優遇措置の対象を拡大すること。

10. 非居住者等の受け取る地方公営企業等金融機構等が発行する振替債の利子に係る非課税制度の創設
地方公営企業等金融機構及び公営企業金融公庫の発行する債券の商品性を向上させ、保有者層の多様化を図っていくため、振替国債・振替地方債と同様に、非居住者等に対する利子非課税制度を創設すること。

11. 住宅除去工事を行った際の税制上の特例措置について
耐震工事が困難なため、倒壊の危険性がある住宅の取り壊しに係る更地については、既存住宅を耐震改修した場合と同様に、固定資産税の減額措置などの税制上の特例措置を講ずること。

12. 地方税法の改正時期
地方議会において税条例改正案の審議期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

市町村研修財団が発足

10月1日に総務相が発立許可

本会ほか全国市長会、全国町村会、全国町村議会議長会の4団体で運営する「財団法人市町村研修財団」が10月1日、正式に発足した。

同財団は、これまで(財)全国市町村振興協会が運営してきた「市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)」、全国市町村国際文化研修所(国際文化アカデミー)を承継し、引き続き研修事業を行う。



市町村研修財団発起人会に出席した際の藤田本会会長

701号掲載。
総務相の設立許可を受けた10月1日から、両研修所は名称をそのままに、新たな事業計画に基づき業務を開始した。新学長には、事業承継前まで学長を務めていた鈴木正明氏(市町村アカデミー)、大野慎一氏(国際文化アカデミー)が、それぞれ就任し、現場の指揮を執っている。

市町村アカデミーでは明年3月31日までの事業計画として、専門実務研修など各コース合計で2950人、国際文化アカデミーでは国際文化系研修など各コース合計で1955人を受け入れる予定としている。

環境家計簿

家庭のCO2排出量が手軽にわかる

企業における環境配慮への取り組みが進み、CO2をはじめとする地球温暖化ガスの排出量や環境配慮にかかるコストを算出し、財務会計とリンクさせるなどの環境会計が導入されつつある。しかし家庭では、こまめに電気のスイッチを切ったりエコバッグを

時の話題



そこで注目されているのが環境家計簿だ。特に決まった形はないが、毎月使う水道、電気、ガス、ガソリン、燃えるごみなどの量にCO2の排出係数を掛け、CO2排出量を計算するタイプが多い。書籍も発行されているが、地方自治体や電力会社、ガス会社などの中には、インターネットから環境家計簿をダウンロード

1ドできるところや、申し込めば送ってくれるところもある。

環境家計簿を使えば、電気やガスの使用量などから、家庭生活でのCO2排出量どの程度かを簡単に把握でき、ほかの家庭との比較なども可能。継続的に記録することで環境への意識を高め、生活行動の見直しにつなげることができる。

社員の家庭で環境家計簿に取り組んでもらうなど、自社の環境活動の一環として導入している大手企業も多い。手軽でわかりやすく、環境問題への最初の一步として便利なツールである。

議会人事

- 議長 高橋淑郎(8・29)
- 花巻 高橋好尚(8・29)
- 川口 松本英彦(9・2)
- 島田 中野浩一(9・2)
- 秦野 山口金光(9・3)
- 桑名 堀良一(9・3)
- 光 芦原 廣(9・3)
- 綾部 森永 功(9・4)
- 柏 海老原久恵(9・5)
- 小矢部 中西正史(9・8)
- 副議長

- 鯖江 水津達夫(7・23)
- 花巻 高橋好尚(8・29)
- 北名古屋 太田考則(9・1)
- 島田 佐野義晴(9・2)
- 秦野 高橋照雄(9・3)
- 光 守田 勉(9・3)
- 綾部 田中正行(9・4)
- 香芝 竹下正志(9・4)
- 柏 高城幸治(9・5)
- 小矢部 嶋田幸恵(9・8)
- 事務局長
- 鯖江 小泉昭一(4・1)
- 南房総 高木栄治(7・1)

行事予定

- 10月21日 全国市議会議長会
会基地協議会 正副会長・監事・相談役会 午後3時、全国都市会館
- 10月22日 市議会議員共済会 理事会(午後3時、全

- 碧南 名倉敏男(7・1)
- 西予 岩本明定(7・1)
- 江東 田辺英之輔(8・4)
- 登別 千葉貢三(9・1)
- 富士見 山内博志(9・1)
- 国都市会館)
- 10月22日 全国自治体病院経営都市議会議協議会 正副会長・監事・相談役会議(午後3時、松江市)
- 10月28日 社会文教委員会 正副委員長会議(午後3時、阿蘇市)
- 10月31日 広域行政圏市議会協議会 理事会(午後2時、全国都市会館)
- 11月5日 地方財政委員会 正副委員長会議(午後4

議会所在地変更

- ▽志摩市(三重県)
〒517 0592

10月5日現在の市数

806市
うち
指定都市 17市
指定核市 39市
特例市 43市
一般市 684市
特別区 23区

志摩市阿児町鶴方3098番地22
TEL 0599(44)0250
FAX 0599(44)5265
(議会事務局直通)